

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見

平成18年12月12日
社会保障審議会福祉部会

本部会は、1988年（昭和63年）の社会福祉士及び介護福祉士法の施行から現在18年が経過している介護福祉士制度及び社会福祉士制度について、その後の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、本年9月以降4回にわたって審議を行い、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」を取りまとめた。

介護福祉士制度については、2006年（平成18年）1月に、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」が設置され、8回にわたり外部の有識者によるプレゼンテーションも含め広範囲にわたる検討を行った結果として、7月に報告書が取りまとめられている。

報告書においては、制度施行後の介護福祉士を取り巻く状況の変化について整理した上で、求められる介護福祉士像、資格制度の在り方等について提言が行われていることから、本部会としては、これを踏まえつつ、介護福祉士制度の具体的な在り方について審議を行った。

また、社会福祉士制度については、本部会において、制度施行後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、社会福祉士制度の現状と課題について整理を行った上で、これを解決していくための社会福祉士制度の見直しの方向性について審議を行った。

本意見書は、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関わる事項のうち、特にその養成の在り方を中心として、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったものである。

介護福祉士、社会福祉士を始めとする福祉人材の確保については、本部会において引き続き審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととしている。

厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行されたい。

【 目 次 】

第1 介護福祉士制度の在り方について ······	4
I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点 ······	4
II 求められる介護福祉士像 ······	5
III 介護福祉士の養成の在り方 ······	7
1 資格取得方法の見直しに係る基本的考え方 ······	7
(1) 介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系 ······	7
(2) 介護福祉士の資格取得方法の一元化 ······	7
2 それぞれの資格取得ルートの在り方 ······	9
(1) 養成施設ルート ······	9
(2) 実務経験ルート ······	9
(3) 福祉系高校ルート ······	10
3 実習の在り方 ······	12
4 国家試験の在り方 ······	12
5 専門介護福祉士（仮称）の検討 ······	14
6 その他 ······	14
(1) 通信課程の取扱い ······	14
(2) 実務経験の取扱い ······	15
(3) その他のルートの取扱い ······	15
(4) 介護現場における医療提供の在り方 ······	16
7 実施時期 ······	17
IV 介護の担い手の人材確保 ······	17
第2 社会福祉士制度の在り方について ······	19
I 社会福祉士制度の現状と課題 ······	19
1 社会福祉士制度の現状 ······	19
2 社会福祉士を取り巻く状況の変化 ······	19

3 社会福祉士に求められる役割	20
4 社会福祉士に求められる知識及び技術	21
5 社会福祉士制度の課題	22
 II 社会福祉士の養成の在り方	22
1 社会福祉士の養成の現状と課題	22
2 教育カリキュラムの在り方	24
(1) 教育カリキュラムの在り方	24
(2) 実習の在り方	25
3 それぞれの資格取得ルートの在り方	26
(1) 福祉系大学等ルート	26
(2) 行政職ルート	27
(3) 養成施設ルート（社会福祉主事からのステップアップ）	27
4 実施時期	28
 III 社会福祉士の任用・活用の在り方	29
 第3 終わりに	31
 [参考]	
社会保障審議会福祉部会委員名簿	32
社会保障審議会福祉部会開催経過	33
 (参考資料 1) 介護福祉士制度の概要	34
(参考資料 2) 介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	36
(参考資料 3) 介護福祉士の教育カリキュラムの見直し	37
(参考資料 4) 社会福祉士制度の概要	38
(参考資料 5) 社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	40

第1 介護福祉士制度の在り方について

I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

- 介護福祉士は、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約54.8万人が資格を取得している。また、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が介護福祉士となっているなど、今日、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきている。
- 一方、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況は大きく変わってきた。2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行とその後の見直しの中で、個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるような小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス拠点など、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応できるサービスの構築が進められてきている。
また、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行及び2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行の中で、障害者に対するケアにおいても、利用者本位のサービス体系への再編が進められる中で、地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視したケアが求められるようになってきている。
介護福祉士には、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められていると言える。
- 一方で、総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展しており、2015年（平成27年）にはいわゆる「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年（平成37年）には75歳以上の後期高齢者が現在の約1千万人から約2千万人に倍増するなど、今後とも高齢者介護のニーズは増大することが見込まれている。
また、障害者に対するサービスにおいても、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増してきている。

このような中で、高齢者及び障害者に対する介護の担い手となる人材の確保は継続する重要課題であり、介護福祉士には、その資質の確保及び向上のみならず、介護の担い手としての量的確保が求められていると言える。

- 本部会においては、「高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくのか」という観点を基本に据えつつ、介護福祉士制度の在り方について検討を行った。

II 求められる介護福祉士像

- 前述の検討会報告書においては、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような、これからの中介護福祉士の養成に当たっての目標について、以下の12項目のとおり整理が行われている。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種との協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

- 今後、本部会に限らず、介護福祉士制度の見直しに係る具体的事項について検討していく様々な場においても、この「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるということを共有した上で、検討を行っていくべきである。

- 例えば、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、専門家・実践者による作業チームにおいて検討が行われている。
- 具体的には、まずは教育カリキュラムの見直しについて、高等学校卒業者等が養成施設等において2年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程（以下「養成施設2年課程」という。）における時間数（1,800時間）及びその具体的な教育内容を基準としつつ、他の課程における時間数やその具体的な教育内容について検討が行われ、中間的な取りまとめが行われている。
- 引き続き、それぞれの課程における具体的な教育内容に加え、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件のほか、介護福祉士の養成課程同士の間での既修得科目の認定や社会福祉士等の他の福祉関係職種の養成課程との間の単位認定についても検討を行っていくこととされているが、検討に当たっては、「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本としていくべきである。
- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、介護ニーズの変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、介護現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。
- また、介護福祉士制度の施行後の高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等についても、見直しを行っていくべきである。
- 例えば、
- ・ 現行の定義規定の中では「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、実際の介護現場においては心理的・社会的支援の側面も重要であり、これを明示すべきではないか
 - ・ チームとして介護を提供する中での介護福祉士の位置付けや担うべき役割について、これを明示すべきではないか
 - ・ 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない旨の規定が置かれているが、福祉サービスが普遍化する中で福祉関係者との連携も重要であり、これを明示すべきではないか
- といった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて検討を行う必要がある。

III 介護福祉士の養成の在り方

1 資格取得方法の見直しに係る基本的考え方

(1) 介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系

- 現在、介護福祉士の資格取得方法としては、大きく分けて、以下の3つのルートがある。
 - ・ 厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート（以下「養成施設ルート」という。）
 - ・ 3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「実務経験ルート」という。）
 - ・ 福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「福祉系高校ルート」という。）
- 1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでの資格取得者約54.8万人のうち、養成施設ルートが約20.6万人で約4割を、実務経験ルート及び福祉系高校ルートが約34.2万人で約6割を占めている。
- 介護福祉士資格は名称独占資格であり、介護に係る専門的能力を有する人材の養成・確保のためには、介護業務に従事する者が介護福祉士の資格を取得することを通じてその資質を向上させることが求められていることから、介護福祉士資格の取得方法としては、
 - ・ 就労前に集中的に勉強した上で資格を取得するとして、養成施設ルート・福祉系高校ルートが、
 - ・ 働きながら勉強して資格を取得することも可能なルートとして、実務経験ルートが、それぞれ設けられている。

(2) 介護福祉士の資格取得方法の一元化

- 介護福祉士の国家資格については、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けた上で、介護福祉士は「資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するた

めに、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を向上させる」という姿を考えていくべきである。

- 先に述べたとおり、介護福祉士については、従来重視されてきた入浴、排せつ、食事等の身体介護のみならず、認知症高齢者に対応できるケアや障害者の自立支援に対応できるケアといった新しいケアへの対応のほか、他職種との協働によるチームアプローチによる入所者等の重度化や看取りへの対応も求められている。

このような中で介護福祉士の資質の確保及び向上を図っていくためには、

- ・ 資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一するとともに、
- ・ 資格を取得するためにはすべての者は一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で、

資格取得方法の一元化を図るべきである。

- 資格取得方法の一元化に関しては、現在ある養成施設ルート、実務経験ルート及び福祉系高校ルートの3つのルートのうち、特に福祉系高校ルートの取扱いが大きな議論となった。

具体的には、大きく分けて、

- ・ 対人専門職として求められる人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであり、高等学校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて、国家試験を受験する仕組みとするべきとする意見と、
- ・ 一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が高等学校で福祉の途を志し、介護福祉士の資格を取るために努力する福祉系高校ルートを排除すべきではなく、むしろ年齢や職務経験の観点から見て多様な人材が介護福祉士となる途が確保されていることは、利用者やその家族の視点からしても意義のあることであるとする意見とがあった。

- この点についてさらに議論を深めた結果、

- ・ それぞれのルートの教育プロセスにおける教育内容や実務経験について、科目名や時間数のみならず、教員要件等も含めた教育の内容について同等の水準が制度的に担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として実際の介護現場に入ってくることができるような途を広く開いておくことが望ましく、

- ・ 養成施設ルート、実務経験ルート及び福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつ、すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図ることが適当であるとの意見が大勢であった。

2 それぞれの資格取得ルートの在り方

(1) 養成施設ルート

- 養成施設ルートについては、養成課程における教育内容を充実した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべきである。
- 教育内容の充実については、具体的には、養成施設2年課程については、現行の1,650時間の課程を1,800時間の課程に充実することとし、その他の課程についても、養成施設2年課程の新しい教育内容を基準としつつ、
 - ・ 福祉系大学・社会福祉士一般養成施設・社会福祉士短期養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の900時間の課程を1,080時間程度の課程に、
 - ・ 保育士養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の930時間の課程を1,155時間程度の課程に、それぞれ充実することとするべきである。
- その際、介護技術講習会を受講した者には国家試験の実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取扱いとすることが考えられることから、本ルートについては実技試験を免除することとするべきである。
- なお、養成施設ルートについては、将来的には養成施設2年課程の教育年限を3年としていくことが望ましいという意見もあった。

(2) 実務経験ルート

- 実務経験ルートについては、実務経験に加え、理論的・体系的に必要な知識及び技能を学ぶ養成課程を経た場合に、国家試験を受験することができる仕組みとするべきである。
- 具体的には、現行の3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、600時間程度の課程（通常6月以上の課程となり、通信課程の場合にあっては1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。
その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。
- また、2006年（平成18年）度から、介護保険制度においては、施設・在宅を問わず介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として行われる介護職員基礎研修が導入されている。
介護職員基礎研修課程を修了している者（訪問介護員養成研修課程を修了した現任者等であって、研修科目等を一部免除して修了している者を含む。）は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で、介護等の業務に関する実務経験を経ることとなるものであることから、2年以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとはするべきではない。
なお、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修についても、教育時間、教育内容等の在り方について検討を行っていくべきである。

(3) 福祉系高校ルート

- 福祉系高校ルートについては、実習時間数を拡充するなど、教育内容を大幅に充実することとするべきである。
- 具体的には、現行制度においては、高等学校3年間の課程は1,190時間の課程、高等学校専攻科2年間の課程は1,155時間の課程とされているが、これを養成施設ルートと同様の1,800時間の課程まで充実するとともに、高等学校3年及び専攻科1年の4年間の課程でこれを行うことも認めるべきである。

また、このうち実習時間数についても、介護現場における実習のほかに校内での知識及び技能の修得に係る時間も含めて210時間の中で、学校の裁量で実施することとされている現行の取扱いを改め、養成施設ルートと同等の450時間の時間数まで充実することとするべきである。

その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。

- また、上記のような見直しは教育内容の大幅な充実を求めるものであることから、現行の1, 190時間又は1, 155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途も認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1, 190時間又は1, 155時間の課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、将来、廃止する方向で検討するべきである。

- なお、福祉系高校ルートについては、養成施設ルートにおける教育内容の充実を踏まえつつ、介護サービスの高度化や地域における生活支援・就労支援を重視したケアに対応できる教育内容をより確実に担保していくことが可能な、高等学校3年に専攻科を加えた課程に限定していくべきであるという意見もあった。
- また、介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、一定水準以上の教育内容が担保されることが前提であることから、福祉系高校については、単に教科目及び単位数のみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、養成施設と同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするべきである。
- なお、例えば教員要件については、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、養成施設の教員要件の見直しについて検討し、これを踏まえて福祉系高校の教員要件についても検討していくこととなるが、その際、高等学校教諭の場合には教育職員免許の取得が必須とされている等の仕組みの違いを踏まえ、

必要に応じて経過措置を講ずる等の配慮についても検討していくことが必要である。

具体的な要件については、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

3 実習の在り方

- 実習は、介護現場における実践を通じて学習した知識及び技能の確認を行うとともに、利用者やその家族との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションを学べる貴重な場であり、また、実際に介護の現場に参画することで、多職種協働の在り方を学ぶことができるなど、介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素となっているものである。
- 効果的な実習が実施されるためには、多様な介護現場で実習が行われるとともに、養成施設等と実習施設とが、それぞれ役割を担って積極的に取り組んでいくことが求められている。

特に、養成施設等における知識及び技能の教育と実習施設における介護実践とが連動することにより、単に実習が充実されるのみならず、実習施設としての体制整備が進められることで、施設における介護サービスの質の向上も期待できる。このような養成施設等と実習施設との連携については、養成施設等と実習施設との一体的な実習の運営体制が確保されている場合に、より効果が発揮されるものと考えられる。

実習施設の確保の観点からも、養成施設等と実習施設との連携を推進する方策とともに、施設側が率先して実習施設となるような方策についても、検討していくことが必要である。

- なお、実習施設の要件、実習指導者の要件等については、上記のような実習の意義を踏まえつつ、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

4 国家試験の在り方

- 介護福祉士資格について、資格を取得するためにはすべての者は国家試験

を受験するという形で一元化を図っていく以上、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、教育カリキュラムの見直しだけでなく、そこで修得した知識及び技能を確認するための国家試験の在り方の見直しが、重要な検討課題となってくる。

(筆記試験の在り方)

- 介護福祉士の国家試験は筆記試験と実技試験から構成されているが、筆記試験については、教育カリキュラムの見直しへの対応に併せ、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて、検証を行っていくことが必要である。
- 国家試験の在り方が養成課程における教育内容を規定してしまう側面があることは否定できないことからも、対人援助を行う専門職である介護福祉士の国家試験の在り方については、
 - ・ 単に知識の暗記を問うだけでなく、介護に関わる理念の理解や実際の状況に応じた判断力を確認できるような問題としていくべきではないか
 - ・ 介護福祉士として身に付けておく必要のある倫理観や介護に関わる理念等については、介護福祉士のもっとも基本となる資質であるので、国家試験の出題内容として位置付けていくべきではないか
 - ・ 介護実践において基本となるような知識を問うものについては、繰り返し出題することとしてもよいのではないかといった観点も踏まえつつ、検討を行っていくべきである。
- 具体的には、出題基準を含む国家試験の在り方についても、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

(実技試験の在り方)

- また、実技試験については、現在、32時間の介護技術講習を修了した者については、3回に限り実技試験を免除する措置が講じられている。
- 介護技術講習会を受講した者には実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取

扱いとすることが考えられることから、

- ・ 養成施設ルート
- ・ 600時間程度の養成課程を経る場合の実務経験ルート
- ・ 1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルート

については、介護技術講習を修了しなくても、実技試験を免除することとするべきである。

- これにより、介護技術講習の対象者は縮小することとなるが、教育カリキュラムの見直しに併せ、介護技術講習の内容やその在り方についても、検討していくべきである。

5 専門介護福祉士（仮称）の検討

- 介護職員の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援するため、職能団体等による現任研修等に係る取組が進められている。
- 介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けられるが、さらに重度の認知症や障害等への対応、管理能力（サービスの質、人的資源、運営管理等）等の分野について、より専門的対応ができる人材を育成していくことが求められている。
- 資格取得後の一定の実務経験を前提として、一定の研修を行った上で認定を行う仕組みとしての専門介護福祉士（仮称）の在り方について、有識者や関係団体で早急に検討を行っていくべきである。

6 その他

(1) 通信課程の取扱い

- 現在、養成施設ルートにおいては、教育課程全体に占める実習及び演習の時間の比重の大きさの観点や当該実習及び演習の時間を実効性のあるものとして確保する観点から、通信課程は認められておらず、教育カリキュラム及び資格取得体系の見直しに当たっても、このような基本的考え方は維持するべきである。

- 一方で、介護福祉士資格の取得方法の一元化により、実務経験ルートにおいては新たに600時間程度の養成課程を経なければならぬこととなるが、これは、現に就労している者が就学する課程であることを踏まえ、働きつつ学べるように、養成課程としての指定を受けたものに限り、通信課程を認めることとするべきである。
- また、福祉系高校ルートについては、現在、通信課程が認められており、高等学校専攻科2年間の1,155時間の課程で5校、高等学校3年間の1,190時間の課程で1校が設置されている。

福祉系高校ルートの通信課程については、現行の1,190時間又は1,155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途を認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1,190時間又は1,155時間の通信課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、通信課程の取扱いの在り方についても検討を行うこととするべきである。

(2) 実務経験の取扱い

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験の水準を統一することが前提であることから、実務経験の取扱いについても、点検を行っていく必要がある。
- 実務経験の範囲として認められるものは、特別養護老人ホームにおける介護職員等としての経験等の限定列挙されたものに限られているが、実務経験として認められる範囲について点検を行っていくほか、ボランティアとして従事した場合にあっても実務経験の期間として算入される現行の取扱いについても、見直す方向で検討するべきである。

(3) その他のルートの取扱い

- これまで述べてきた3つのルート以外にも、介護福祉士資格の取得方法と

しては、介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルート（以下「技能検定ルート」という。）があるが、

1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものではなく、実績がないことから、この際、技能検定ルートは廃止するべきである。

- また、養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した養成施設」のほかに、「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」又は「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」については、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能であることから、この際、廃止するべきである。

(4) 介護現場における医療提供の在り方

- 介護福祉士制度の在り方に関する議論に関連して、介護現場における医療提供の在り方について、介護従事者がたんの吸引、経管栄養の実施等を行うことができない現状を含めて検討を行っていくべきではないか、という問題提起があった。
- この問題については、2005年（平成17年）6月の参議院厚生労働委員会における介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること」とされているところである。
- また、介護職員による医行為については、例えば、在宅においてたんの吸引が必要な者に対する介護職員など、医師・看護職員でない者であって家族ではない者によるたんの吸引については、2003年（平成15年）及び2005年（平成17年）に、一定の場合には当面のやむを得ない措置として許容される旨の取扱いが示されている。この取扱いについては、その実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で、見直しについて検討することとされている。

- 本部会としては、関係部局は、この問題について速やかに検討に着手すべきであると考える。

7 実施時期

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に併せた教育内容の充実については、養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間も考慮しつつも、介護福祉士の資質の確保及び向上の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- また、これまで述べてきたように資格取得体系を見直すこととすれば、
 - ・ 養成施設ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了した上で、新たに国家試験を受験することとなるほか、
 - ・ 実務経験ルートについては、新たに600時間程度の養成課程を経ないと国家試験を受験することができなくなり、
 - ・ 福祉系高校ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了するか、新たに9月以上の実務経験を経ないと国家試験を受験することができなくなることとなることから、資格取得体系の見直しについては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。

IV 介護の担い手の人材確保

- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた議論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていることから、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが重要である。

このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。

○ また、介護職員の就労状況については、

- ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
- ・ 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
- ・ 規模の小さい事業所においては、福利厚生の充実が困難である
- ・ 仕事のやりがいや待遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い

といった特徴が指摘されている。

このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の充実、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の充実、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。

さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

第2 社会福祉士制度の在り方について

I 社会福祉士制度の現状と課題

1 社会福祉士制度の現状

- 社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約8.3万人が資格を取得している。
- 社会福祉士の主な就労先は、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関、独立型社会福祉事務所等となっている。
- このうち、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況についてみると、
 - ・ 介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の比率は施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%となっており、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と概して低くなっているほか、
 - ・ 福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察指導員や生活保護担当現業員で約3%となっているなど、極めて低くなっている。

2 社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変わってきた。
- 2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行及び2003年（平成15年）からの障害者支援費制度の施行により、福祉サービスについては、行政がサービスの配分を行う措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づいて事業者との間で契約を締結した上でサービスを利用する仕組みへと、転換が行われている。この中で、事業者に対して消費者の立場に立つ利用者の

権利擁護等が求められてきている。

- また、2005年（平成17年）の介護保険法の改正により、地域において包括的に高齢者を支える仕組みの中核的機能を担うものとして新たに地域包括支援センターが設けられたほか、2006年（平成18年）からの障害者自立支援法の施行により、障害者の地域生活支援がより一層強く求められてきている。

さらに、生活保護制度においては、2005年（平成17年）度より、就労支援を推進するための自立支援プログラムの仕組みが導入されている。

- このような中で、社会福祉士の活躍が期待される分野は、
 - ・ 地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助
 - ・ 相談支援事業や就労支援事業による障害者の地域生活支援
 - ・ 生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の推進
 - ・ 権利擁護、成年後見制度等の新しいサービスの利用支援
 - ・ 地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応など、拡がりを見せてきている。

3 社会福祉士に求められる役割

- 上記のような社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、従来の福祉サービスを介した相談援助のほか、利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、その他の関連する諸サービスと有機的な連携を持って、総合的かつ包括的に援助していくことが求められるようになっているものであると総括できる。
- 具体的には、社会福祉士には、新たに、
 - ・ 既存の各種サービス（ボランティア、老人クラブ、民生委員等によるインフォーマルなサービスを含む。）の間のネットワークの形成を図るとともに、地域の福祉ニーズを的確に把握して、必要なサービスが不足している場合にはその創出を働きかけること
 - ・ 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、いきがい創出、健康維持等について、関連するサービスとのチームアプローチも含め、それぞれの専門分野の担当者との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、その解決を図ること

が期待されている。

- 以上を踏まえると、社会福祉士の役割としては、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
 - ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
 - ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。

4 社会福祉士に求められる知識及び技術

- 今後、社会福祉士には、新しいニーズにも対応しつつ、上記①から③までの役割を状況に応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術を有することが求められている。
- このため、社会福祉士には、福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けた総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識と、虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、いきがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに係る基礎的知識が求められることとなる。
また、技術としては、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術や、地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術等が求められることとなる。
さらに、これに加えて、専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動が、これまで以上に強く求められこととなる。
- なお、これらは、必ずしも資格を取得するための養成課程においてすべて修得していかなければならないものではなく、社会福祉士として実際に業務に従事する中で、又は社会福祉士の資格を取得した後の研修を通じて、獲得していく側面があることに留意が必要である。

5 社会福祉士制度の課題

- 社会福祉士の活躍が期待される分野が拡大してきている一方で、社会福祉士の任用・活用が進んでいない現状がある。

その背景としては、3において整理したような社会福祉士に求められる役割について関係者の合意形成がなされておらず、その結果として、社会福祉士制度が、これを取り巻く状況の変化の中で整備されてきた様々な仕組みの受け皿としての機能を十分に果たせていないことが考えられる。
- 社会福祉士制度の課題について、もう少し分析的にみれば、
 - ・ そもそも国民にとって社会福祉士の活動が見えにくく、社会福祉士の社会的認知度が低くなっているのではないか
 - ・ 実際の社会福祉士の養成の中で、必ずしも社会福祉士として求められる高い実践力を有する社会福祉士が養成されていないのではないか
 - ・ 社会福祉士には、生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努めることが求められているが、資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいないのではないか

といった点を挙げができる。
- また、福祉事務所や社会福祉施設等において相談援助の業務に従事している者の中には、行政機関である福祉事務所の任用資格である社会福祉主事として任用資格を有している者も多いが、社会福祉士の役割との関係を整理していく必要ではないか、といった点も指摘されている。
- II以降においては、社会福祉士に求められる役割を念頭に置きつつ、社会福祉士制度の課題に対応する見直しの方向性について整理していくこととする。

また、これに併せて、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについても、検討を行っていくべきである。

II 社会福祉士の養成の在り方

1 社会福祉士の養成の現状と課題

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、国家試験の受験資格としては、大きく分けて、以下の4つのルートがある。
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート(以下「福祉系大学等ルート」という。)
 - ・ 一般大学等を卒業又は福祉事務所や社会福祉施設等において4年以上相談援助の業務に従事等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート(以下「一般養成施設ルート」という。)
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート(以下「短期養成施設ルート」という。)
 - ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート(以下「行政職ルート」という。)
- また、国家試験の合格率は全体で約3割と非常に低い水準にあり、これをルート別に見ると、
 - ・ 福祉系大学等ルートは約24%であり、大学等別では、80%を超える大学等から0%の大学等まで広範囲に分布していて、50%を超える大学等は14%に過ぎない一方、
 - ・ 一般養成施設ルートは約40%であり、養成施設別では、80%を超える養成施設から20%の養成施設まで分布していて、50%を超える養成施設は約45%となっているなど、大学等や養成施設別にみてばらつきが見られる状況になっている。
- 国家試験の合格率の状況のみが社会福祉士の養成における課題を微表するものではないが、このような状況を踏まえると、福祉に関する相談援助に係る専門的な知識及び技能を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高い社会福祉士を養成していくことが重要とされている中で、社会福祉士の養成における課題としては、
 - ・ 教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行の後、抜本的な見直しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映し

たものになっていないのではないか

- ・ 実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか
 - ・ 福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にはばらつきが見られるのではないか
- といった点を挙げができる。

- また、福祉事務所や社会福祉施設等において相談援助の業務に従事している社会福祉主事の中には、既に社会福祉に関する基礎知識やこれに基づく実務経験を一定水準以上有している者もいると考えられることから、社会福祉士資格の取得に当たってこれらの者に一定の配慮をすることで、社会福祉専門職としてのスキルアップを促すことも考えられる。

2 教育カリキュラムの在り方

(1) 教育カリキュラムの在り方

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、地域を基盤とした相談援助、地域における就労支援、権利擁護等の新しいサービスの利用支援、新しい行政ニーズの対応等の分野において、新たに社会福祉士が役割を担っていくことが期待されている。
- このため、Ⅰの4において整理したような社会福祉士に求められる知識及び技術を踏まえつつ、社会福祉士の養成に係る教育カリキュラムについても、介護福祉士の教育カリキュラムと同様に、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームを設置し、早急に検討を進めていくべきである。
- その際には、一般養成施設ルートにおける養成課程について、1年以上とされている修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等についても検討を行っていくべきである。例えば、現在、1,050時間とされている教育時間数を、最大1,200時間程度までの範囲内で増やすことも視野に入れつつ、検討を行っていくことが考えられる。
また、福祉系大学等ルートにおいても、一般養成施設ルートにおける教育

カリキュラムの見直しの内容を踏まえ、指定科目名の見直しについても、検討を行っていくべきである。

このほか、介護福祉士制度と同様に、国家試験の在り方についても、専門家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、社会福祉士に期待される役割の変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

(2) 実習の在り方

- 一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおいては、実習に係る時間数、教員要件、実習指導者要件、施設設備要件等について基準が設定されている一方、実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的な内容に関する基準は設定されていない。

その結果、実際に行われている実習においては、社会福祉士の業務の関連領域としての位置付けなく漫然と行われる単なる介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見受けられる。

また、福祉系大学等ルートにおいては、上記のような基準が適用されておらず、実習内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっている。

このほか、国家試験の合格率が約3割と低い水準に留まっていることからも、実習が実際の社会福祉士資格の取得に必ずしも活かされていないという現状が指摘されている。

- については、実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、以下のような形で実習の質の担保及び標準化を図っていくべきである。

- ① 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてこれを明示するとともに、典型的な実習モデルを提示できるよう研究を進めていくべきである。
- ② 実習指導体制については、

- ・ 実習担当教員について、社会福祉士資格を有する者であることや実習担当教員として必要な知識及び技能を修得するための研修を受講した者であることを要件とする方向で検討するべきである。
- ・ 実習受入れ施設の実習指導者について、実習指導者の指導力の向上及び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図っていくべきである。

- ③ 実習の対象となる施設や事業については、独立型の社会福祉士事務所など、その範囲の拡大について検討するべきである。
- 実習の質の担保及び標準化のためには、まずは社会福祉士に求められる役割について整理を行った上で、実習内容の充実のための上記の見直しを行うべきであり、このような見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方についても検討することとするべきである。
その際には、実践の現場と教育の現場とを乖離させない観点から、実習時間数を拡充する方向で検討するべきとの指摘があったことも考慮して、検討を行っていくべきである。
 - 上記のほか、実習については、以下のような見直しを検討するべきである。
 - ・ 福祉系大学等ルートにおける実習についても、一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおける実習と同様の基準を設け、実習教育の質を制度的に担保していくべきである。
 - ・ 適切な実習指導を行っている施設に対して社会的な評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取組を評価・支援していくような施策について研究を進めていくべきである。
 - ・ 通信課程の実習時間数が昼間課程及び夜間課程の実習時間数の半分となっている現状についても、この際改め、原則として同等の時間数とするべきである。
 - ・ 個人情報保護法との関係から実習施設の確保が困難になってきているという指摘も踏まえ、実習における個人情報の取扱いについても、整理を行っていくべきである。

3 それぞれの資格取得ルートの在り方

(1) 福祉系大学等ルート

- 福祉系大学等ルートについては、指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については福祉系大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、これらについて基準が設定されている一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートと比較して、教育内容、時間数等にはばらつきが見られる、という指摘がある。
- 実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点からも、国家試験では評価が難しい実習・演習系の指定科目については、福祉系大学等ルートにおいても、教育内容、時間数等について新たに基準を課し、実習・演習教育の質を制度的に担保していくことを検討するべきである。

(2) 行政職ルート

- 行政職ルートは、4つの資格取得ルートの中で唯一、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等としての実務経験のみをもって、国家試験の受験資格が付与されるルートであるが、特に社会福祉士として必要な技能について、体系的に修得する機会が確保されていないのではないか、という指摘がある。
- については、実務経験のみをもって国家試験の受験資格が付与される仕組みを改め、一定の実務経験を経た後に養成課程を経て、実習・演習等の科目を履修した上で、国家試験を受験する仕組みとすることを検討するべきである。
- その際、現行の仕組みが、5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与されるものであることを踏まえ、国家試験の受験資格を取得するために必要な期間を延長しない範囲内で新たに養成課程を課すこととする観点から、例えば、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程（通信課程の場合にあっては、1年以上の課程となる。）を経て、国家試験を受験する仕組みとすることが考えられる。

(3) 養成施設ルート（社会福祉主事からのステップアップ）

- 社会福祉主事としての任用資格を有する者としては、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する

養成機関又は講習会の課程を修了した者等が規定されているが、このうち、社会福祉主事の養成機関の課程を修了した後、一定の実務経験を有する者については、既に社会福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行っているものであると評価することができることから、養成課程を経て必要な知識及び技能を修得すれば、社会福祉士の国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることを検討するべきである。

- その際、現行の一般養成施設ルートの仕組みが、4年以上の実務経験の後に1年以上の養成課程を経た場合に国家試験の受験資格が付与されるものであることを踏まえつつ、上記の場合には、あらかじめ社会福祉に関する基礎的知識及び技能を修得した上で実務経験を経ているものであることにも配慮して、例えば、社会福祉主事の養成機関の課程（原則2年）を修了した後、2年以上の実務経験を有する者については、6月以上の養成課程（通信課程の場合にあっては、1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることが考えられる。
- なお、社会福祉主事については、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者が資格を取得することができる仕組み等に関連して、その在り方について問題提起がなされている。これについては、福祉事務所の在り方の問題と関連させて、今後、検討を行っていくべきである。

4 実施時期

- 福祉系大学等ルートにおける実習・演習の質の担保に係る措置や教育カリキュラムの見直し等については、福祉系大学等や養成施設における対応に要する時間も考慮しつつも、実践力の高い社会福祉士の養成・確保の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- 行政職ルートにおいて新たに養成課程を経なければならないこととする措置については、行政職ルートにある者の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。
また、社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱いの見直しについては、教育機会の準備の観点を考慮しつつも、できる限り早期に途を開く観点から実施していくことが望ましい。

III 社会福祉士の任用・活用の在り方

- 社会福祉士の専門的な知識及び技能が福祉現場において必ずしも十分に発揮されていない状況を改善していくためには、社会福祉士の任用・活用を促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められている。
- 行政においては、社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべきである。
具体的には、
 - ・ 福祉行政における任用を推進するため、児童福祉司の場合と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける方向で検討するべきである。
 - ・ また、福祉の現場における任用を推進するため、福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件についても、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの質の向上やサービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際には、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。
- なお、今後、行政の分野において社会福祉士の任用・活用を拡大していくためには、社会福祉士が行う業務やサービスについて、利用者や住民の満足度といった観点から評価・検証を行い、社会福祉士の任用・活用を進めしていくための根拠を積み上げていくことが求められることにも留意が必要である。
- 社会福祉事業等の経営者においては、実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべきである。
- 養成施設等においては、先に述べたような実践力の高い社会福祉士の養成に取り組んでいくべきである。
- 職能団体においては、

- ・ 社会福祉士が行っている福祉に関する相談援助の活動を広く国民に積極的に広報し、社会福祉士の活動に係る社会的認知を高める
 - ・ 実際の福祉現場における社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、分析・評価を行うとともに、これを福祉現場にフィードバックしていくことで、社会福祉士の活動のレベルアップを図る
 - ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対して、それらの活動を行っていく上で必要となる専門的な支援、助言、指導等（コンサルテーション）を行う
 - ・ 社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討を行う
- といった取組を進めていくべきである。

第3 終わりに

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度については、1988年（昭和63年）の制度施行の後18年間、抜本的な見直しは行われてこなかったが、その間に、介護や社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべきである。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。
- その際には、福祉サービスが、措置制度による「提供者本位」の仕組みから、契約に基づく「利用者本位」の仕組みへと転換が図られていることを踏まえつつ、利用者の視点から検証を行っていくことが求められる。
具体的には、利用者やその家族の視点からみて高い満足やQOL、安全が実現されているかについての評価を踏まえつつ、それが資格取得体系にきちんと反映されているかどうかという観点から検証を行っていくことも必要である。

社会保障審議会福祉部会名簿

	氏名	役職
◎	石原 美智子 いしはら みちこ	株式会社新生メディカル代表取締役
○	石橋 真二 いしばし しんじ	社団法人日本介護福祉士会会长
○	井部 俊子 いべとしこ	聖路加看護大学学長
○	岩田 正美 いわた まさみ	日本女子大学人間社会学部教授
○	江草 安彦 えぐさ やすひこ	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会长 (社会福祉法人旭川荘理事長)
○	小島 茂 おじま しげる	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
○	京極 高宣 きょうごく たかのぶ	国立社会保障・人口問題研究所所長
○	鴻江 圭子 こうのえ けいこ	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
○	木間 昭子 このま あきこ	国民生活センター相談調査部調査室長
○	駒村 康平 こまむら こうへい	東洋大学経済学部教授
○	白澤 政和 しらさわ まさかず	社団法人日本社会福祉士養成校協会会长 (大阪市立大学大学院教授)
○	高岡 國士 たかおか こくし	全国社会福祉施設経営者協議会会长 (社会福祉法人成光苑理事長)
○	鶴直明 つる なおあき	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
○	中島 隆信 なかじま たかのぶ	慶應義塾大学商学部教授
○	福田 富一 ふくだ とみかず	栃木県知事
○	堀田 力 ほりた つとむ	財団法人さわやか福祉財団理事長
○	村尾 俊明 むらお としあき	社団法人日本社会福祉士会会长
○	森貞述 もり さだのり	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)

(五十音順・敬称略)

注) ◎は部会長、○は部会長代理

社会保障審議会福祉部会開催経過

【平成18年 9月20日】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

【平成18年10月25日】

- 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に係る論点に沿って審議。

【平成18年11月20日】

- これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

【平成18年12月 4日】

- 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）」に沿って審議。

介護福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

1987年（昭和62年）3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において1987年（昭和62年）5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

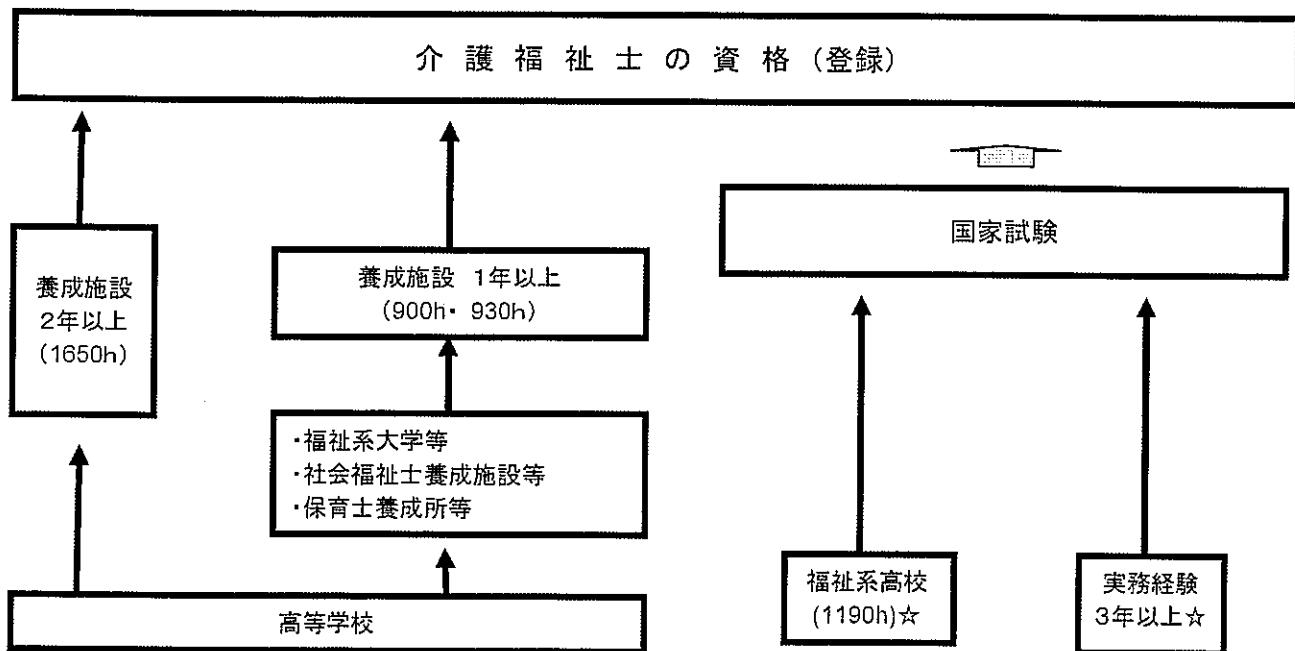
①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート

（2006年（平成18年）4月1日現在409校487課程、入学定員27,105人）

②実務経験ルート：3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

③福祉系高校ルート：福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

（2005年度（平成17年度）187校）



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

4 介護福祉士国家試験の概要

○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
 - ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
なお、実技試験について、介護技術講習（介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。

2005年度(平成17年度)介護技術講習修了者:約3.5万人

○試験の実施状況（2006年（平成18年）実施の第18回試験結果）

受験者数 約13.0万人、 合格者数 約6.1万人（合格率約47%）
 うち、実務経験約12.1万人、 うち、実務経験約5.6万人（合格率約46%）
 福祉系高校約 0.9万人、 福祉系高校約0.5万人（合格率約55%）

5 介護福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計）

うち、養成施設ルート	約 20.6 万人 (約 37%)
実務経験ルート、福祉系高校ルート	約 34.2 万人 (約 63%)
(2006年(平成18年)10月末現在)	

○2006年度（平成18年度）資格取得者数

うち、養成施設ルート	約2.0万人(約25%)
実務経験ルート	約5.6万人(約70%)
福祉系高校ルート	約0.5万人(約5%)

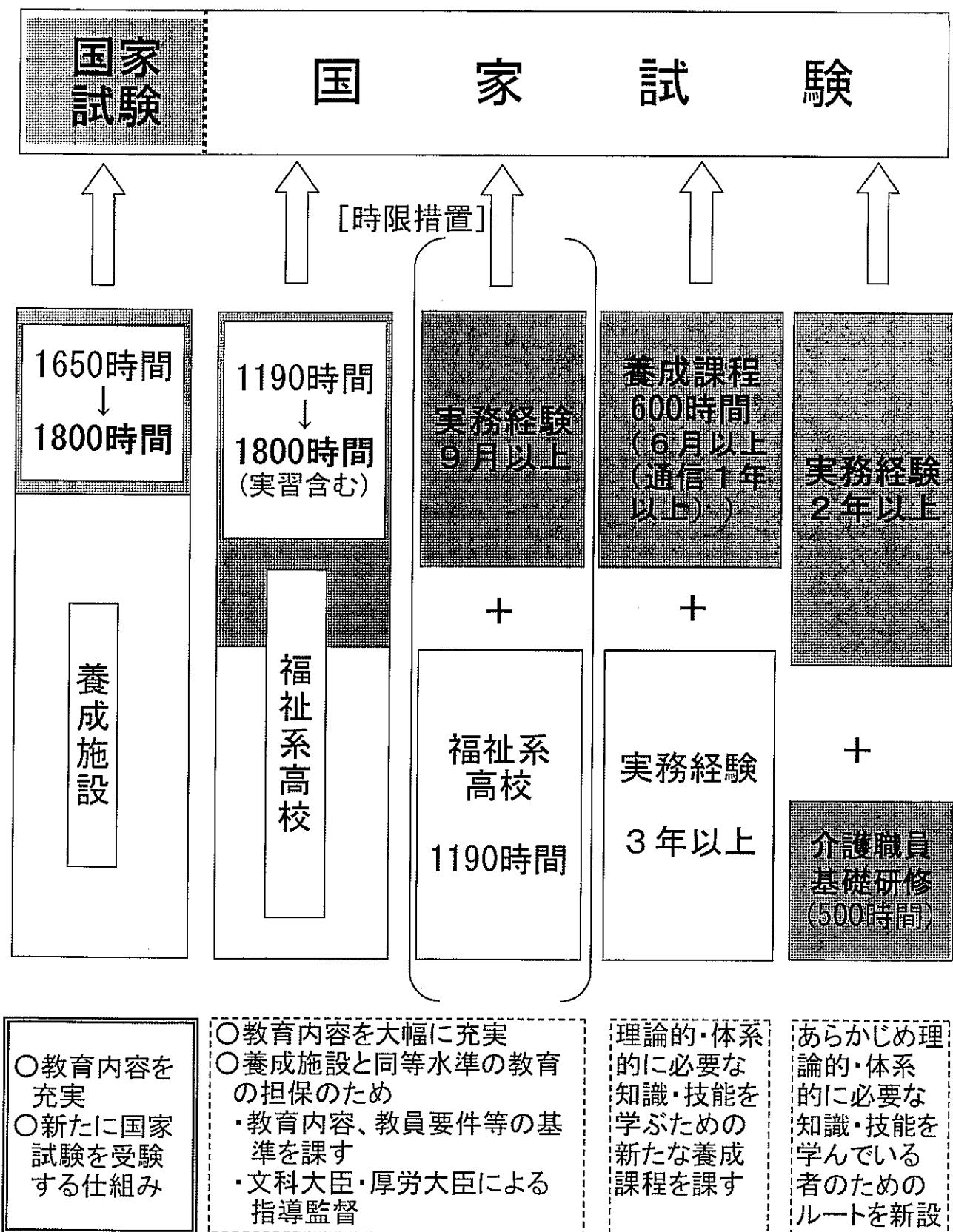
6 介護福祉士の任用・活用状況

○介護保険事業での介護職員に占める介護福祉士の割合

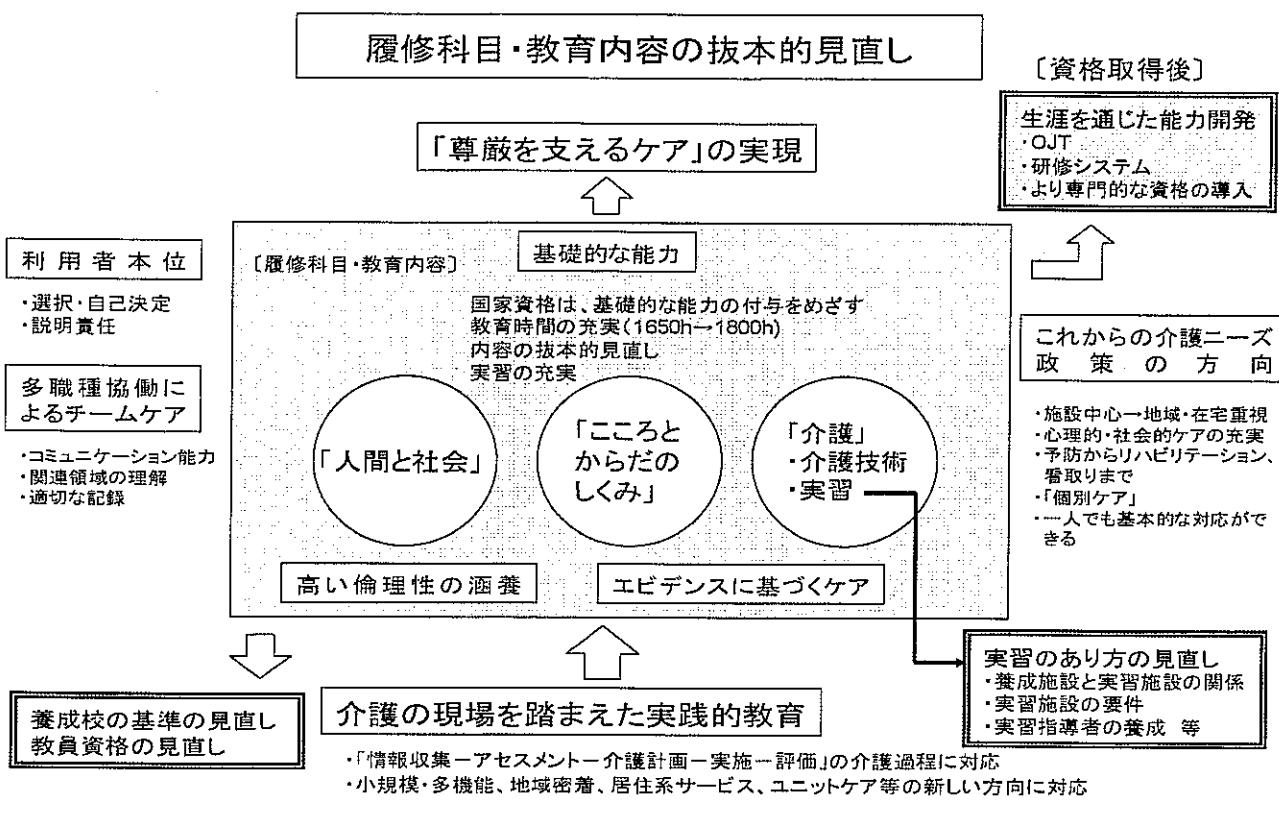
- ・施設サービス 約4割
 - ・在宅サービス 約2割

○介護保険事業以外での介護職員に占める介護福祉士の割合 約24%

介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



介護福祉士の教育カリキュラムの見直し



社会福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

1987年（昭和62年）3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において1987年（昭和62年）5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」をいう。

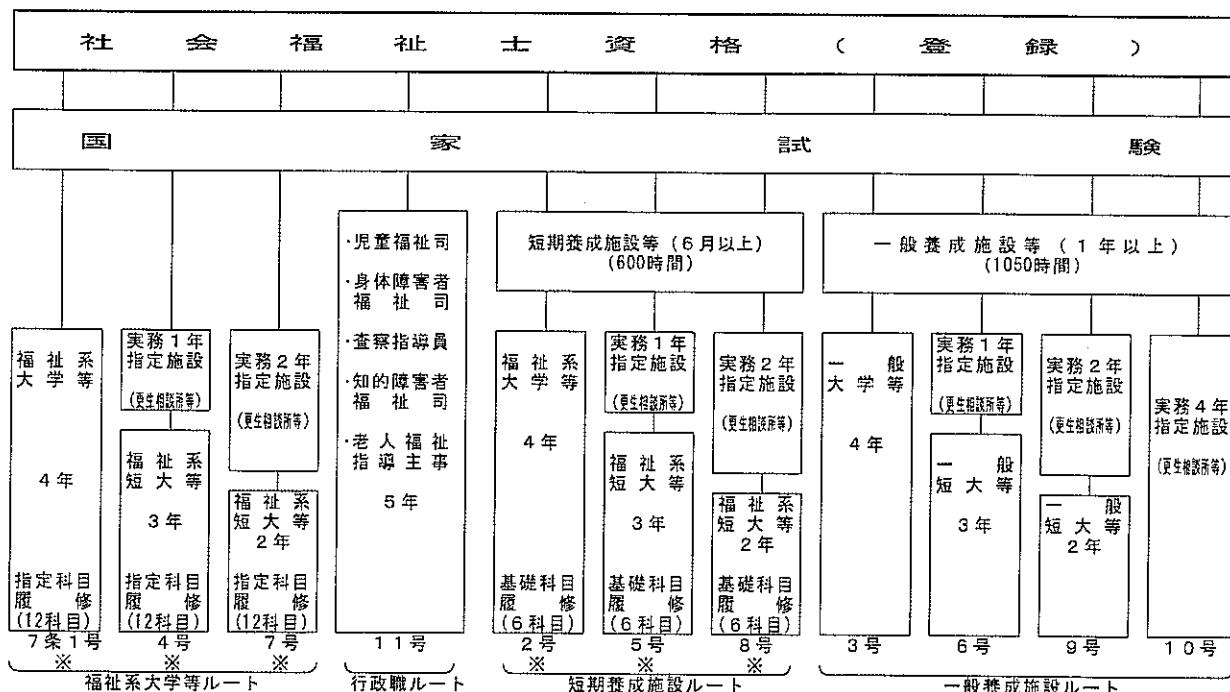
3 資格取得方法

①福祉系大学等ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)5月現在263校)

②一般養成施設ルート：一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在44校56課程、入学定員8,676人)

③短期養成施設ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在1校1課程、入学定員200人)

④行政職ルート：児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

4 社会福祉士国家試験の概要

○形 態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○試験の実施状況（2005年度（平成17年度）実施の第18回試験結果）

受験者数	約4.4万人、	合格者数 約1.2万人（合格率約28%）
うち、福祉系大学等ルート	約3.3万人、	うち、福祉系大学等ルート 約0.8万人 (合格率約24%)
一般養成施設ルート	約1.1万人、	一般養成施設ルート 約0.4万人 (合格率約40%)
短期養成施設ルート	0人、	短期養成施設ルート 0人 (合格率 0%)
行政職ルート	83人、	行政職ルート 43人 (合格率約52%)

5 社会福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計） 約8.3万人（2006年（平成18年）10月末現在）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数	約1.2万人
うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人（約65%）
一般養成施設等ルート	約0.4万人（約35%）
短期養成施設ルート	0人（ 0%）
行政職ルート	43人（約 0%）

6 社会福祉士の任用・活用の状況

○介護保険事業での生活相談員等に占める社会福祉士の割合

- ・施設サービス 約28%
- ・在宅サービス 約15%

○社会福祉施設等での生活相談員等に占める社会福祉士の割合 約6%

○福祉事務所職員の職員に占める社会福祉士の割合

査察指導員や生活保護現業担当員で約3%

社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像

